

議案第12号

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正することについて

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙  
のとおり改正するものとする。

令和7年2月19日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年瀬戸内市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年瀬戸内市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>